

札幌市内における「まん延防止等重点措置」の適用について

<北海道商工会議所連合会>

令和3年5月9日から31日まで、札幌市に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。札幌市内の事業者皆様には大変なご負担を強いることとなりますが、本キャンペーンはこの措置に沿って運用しますので、登録事業者におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 対 象 札幌市内全域の飲食店・カラオケ店
2. 期 間 令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで
3. 要 請 ①酒類提供は「終日行わない」 ※酒類の店内持ち込みを含む
 ②営業時間は、午前5時から午後8時まで
 ③「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底
 ④北海道知事が定める事項の遵守
 - ・従業員への検査を推奨する
 - ・入場者の感染防止のための整理・誘導を行う
 - ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
 - ・手指の消毒設備を設置する
 - ・事業を行う場所を消毒する
 - ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する（すでに入場している者の退場も含む）
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる
 - ・カラオケ設備の利用を自粛する
- ⑤要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給
 ※下記「まん延防止等重点措置「協力支援金」の概要」（札幌市ホームページ）をご確認下さい。

●まん延防止等重点措置の概要

北海道ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0508_04.pdf

札幌市ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/topics.html#shimin>

●まん延防止等重点措置「協力支援金」の概要

札幌市ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html>